

介護認定申請中（暫定）及び入院、入所中における
「住宅改修費支給申請」について

介護認定申請中（暫定）の方は認定結果が非該当になった場合や、入院（入所）中の方が退院（退所）できなくなった場合は、住宅改修費の給付の適用を受けることができません。

被保険者の全額自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※承認後に入院(入所)された場合は、必ず速やかにご連絡ください。

大和高田市介護保険課

上記について了承します。

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ